

すぬま 水田営農だより

No.
75

第75号

(発行日)平成29年8月1日 (発行)香川県農業再生協議会水田部会 (事務局)香川県農業協同組合中央会

「麦」の生産拡大で農地の有効活用と所得の向上を図りましょう!

香川県の麦は実需者からの評価も高く、小麦、はだか麦ともに需要に応じた生産拡大が求められています。農地の有効活用や所得向上の観点から、麦の作付拡大にご協力をお願いします。

麦を経営に取り入れてみませんか?

これまでに麦を栽培したことがない方も、これを機会に麦を作ってみませんか。

麦作のメリット

- 水稲跡の休耕地や地域の遊休農地の維持管理に有効なうえ、麦の収入*が得られます。
*品代のほか、経営所得安定対策等の申請者は、条件により直接支払交付金、産地交付金等の助成を受けられます(対象者:認定農業者、集落営農、認定新規就農者)。
- 麦は園芸作物と比べて労働時間が短く、主要な農業機械が水稲と共通なので、少ない設備投資で規模拡大が可能です。

麦作の導入例



目次

- 「麦」の生産拡大で農地の有効活用と所得の向上を図りましょう!……1~2P
- (公財)香川県農地機構による農地貸借の仕組みと各種支援……3~4P
- 「お米情報」②……5P ●普通期水稲「ヒノヒカリ」、「おいでまい」の今後の水管理……6P

弾丸暗渠の施工等によるほ場の排水性の改善に対する支援を行います。

ほ場の排水性を改善するため、弾丸暗渠や地下水水位制御システム（フォアス）、浅層引込暗渠（シートパイプ）等の施工に係る経費の一部を支援します。

補助率 1 / 3 以内

対象者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

申請先 各市町農業主務課

「さめきの夢需給ギャップ解消事業」を活用して生産拡大を!

需要に応じた「さめきの夢」の生産拡大を図るため、増産を支援します。

要件 小麦「さめきの夢2009」の作付面積が前年実績と比較して30a以上拡大していること及び単収向上のための技術メニューの2つ以上に取り組んでいること

対象者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

助成額 5,000円 / 10a以内（県2,500円以内、JA香川県2,500円以内）

助成対象面積 小麦「さめきの夢2009」を前年より作付拡大した面積

申請先 JA香川県地区営農センターに交付申請書を提出（2月末まで）

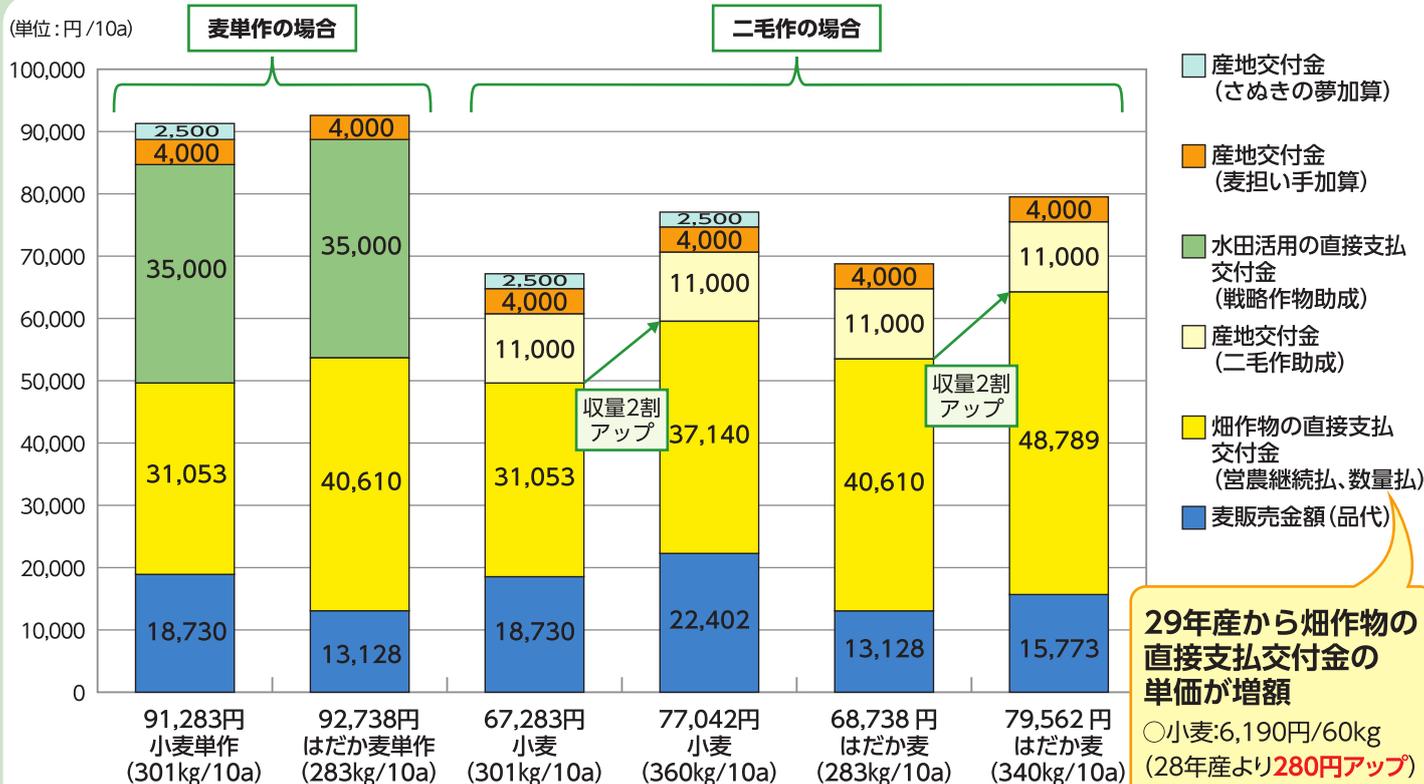


単収向上技術メニュー

① 播種前の排水対策
② 耕うん同時畝立て播種又は耕うん同時施肥技術
③ 明渠の設置等の排水対策
④ 土入れの実施

経営所得安定対策等による麦の収入試算(29年産)

(単位: 円 / 10a)



29年産から畑作物の直接支払交付金の単価が増額

- 小麦: 6,190円/60kg (28年産より**280円アップ**)
- はだか麦: 8,610円/60kg (28年産より**960円アップ**)

※ 小麦単収301kg、はだか麦単収283kgは22～28年産（7中5）平均。農林水産省「作物統計」
 ※ 販売金額 小麦、はだか麦は平成29年産落札指標価格（税込）から算出
 ※ 数量払の単価 小麦1等Bランク、はだか麦1等Aランク
 ※ 産地交付金 麦担い手集積加算は認定農業者、集落営農、認定新規就農者で法人格を有する場合で試算(追加配分含まない)

(公財)香川県農地機構による農地貸借の仕組みと各種支援

平成26年度の業務開始以降、すでに900haを超える農地を借受け、農業の担い手の方々に貸付けしてきました。

香川県知事が指定した安心できる機関です。

国や県から様々な支援策が出されており、農地貸借を行うチャンスですので、ぜひご利用ください。

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大、新規就農等のために貸付けを希望している方に貸付けます。

関係市町農業委員会との協議や手続きは、(公財)香川県農地機構が行います。

農地を貸したい人

例えば…

そろそろ農家を
やめようかのう



相続で農地を
取得したけど
管理に困るなあ



借受け

公益財団法人

香川県 農地機構



貸付け

農地を借りたい人

例えば…

経営安定のため
農地を拡大
したいなあ



農業を
はじめたい
農地を貸して
もらえるかな



農地の受け手に対する支援

① 機構から農地を借り受ける(農地集積補助金)

助成対象

機構から農地を借り受けて経営規模の拡大を図る担い手
(認定農業者、新規就農者(5年以内)、集落営農法人)

助成内容

機構から借り受けた農地面積に応じて、2万円/10aを交付
ただし、対象経営体の農地面積が20haを超える場合、超えた面積に対して1万円/10aを交付

助成要件

- (1) 新たな貸付けであること(同一人への再設定は交付対象外)
- (2) 集落営農が法人化した場合は、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地(作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)面積より増加していることなど



農地の出し手に対する支援

① 地域でまとまって貸し付ける(地域集積協力金)

助成対象

機構にまとまった農地を貸し付ける地域（農業振興地域内）

助成内容

地域内の農地のうち、機構への貸付割合に応じた協力金を交付

2割超～5割以下：1万5千円／10a

5割超～8割以下：2万1千円／10a

8割超～：2万7千円／10a

助成要件

人・農地プランの作成エリアに限定 など



② 経営転換や離農により貸し付ける(経営転換協力金)

助成対象

経営転換や離農により、機構に農地を貸し付ける農業者等

助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じた協力金を交付

0.5ha以下：20万円／戸（上限30万円／戸）

0.5ha超～2.0ha以下：40万円／戸（上限50万円／戸）

2.0ha超～：60万円／戸（上限70万円／戸）

※農地集積の実積に応じて、上限以内で交付額が増減する場合があります

助成要件

- (1) 機構への貸付期間が10年以上で、機構が農地の受け手に当該農地を貸し付けること
- (2) 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき自ら耕作していること（相続人は除く）
- (3) 原則として、遊休農地の所有者は対象にならない
- (4) 原則、全ての自作地（他の農業者に利用権設定している農地及び自作地10a未満を除く）を貸し付けること など



③ 農地の連担化のため貸し付ける(耕作者集積協力金)

助成対象

機構の借受農地に隣接する農地、面的要件を満たす原則2筆以上の農地を機構に貸し付ける農業者等

助成内容

機構へ貸し付ける農地面積に応じて、1万円／10aを交付

助成要件

- (1) 機構への貸付期間が10年以上で、機構が農地の受け手に当該農地を貸し付けること
- (2) 農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき自ら耕作していること（相続人は除く）
- (3) 機構が借り受けている農地や、機構を通じた借受希望者が経営する農地に隣接していること など

※国の予算の状況により、単価を調整する場合があります

農地を借りたい方も貸したい方も、まずはお気軽にご相談ください。

相談窓口・
お問い合わせ先

(公財)香川県農地機構 TEL: 087-831-3211

香川県農業経営課 TEL: 087-832-3408

各市町農業主務課・農業委員会、各農業改良普及センター

お米情報 ②

米の生産については、平成30年産以降、行政による生産数量目標の配分が行われなくなり、国から提示される需給見通し等を踏まえ、売れ残りが発生しないよう、需要に応じた生産を進めることが必要です。こうしたことから「お米情報」として、香川の米生産、水田農業の主役となる農業者の皆さんやＪＡ、県、市町などの関係者の参考となる情報などを随時お知らせします。今回は「県産米の流通状況」について、お知らせします。



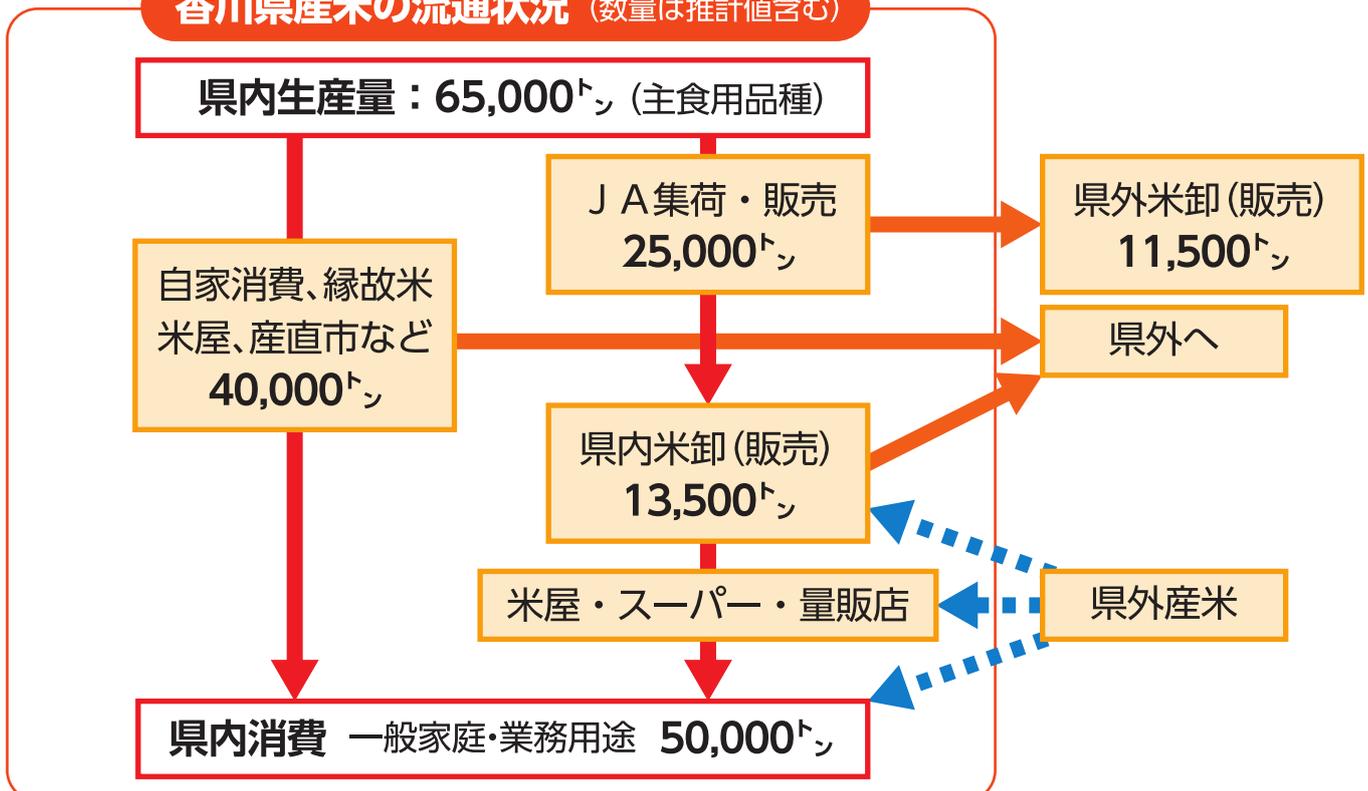
県産米の流通状況について

ＪＡ香川県本店営農部 農産販売課

- ＪＡ集荷の概ね50%超が県内米卸へ、残りが県外米卸向けの販売となっています。
- 品種別販売先と主な用途は以下のとおりとなっています。
 - ①「コシヒカリ」は、80%近くが県内向けで、スーパー、量販店等の家庭用精米の定番となっていました。が、「おいでまい」の取り扱いにより県内シェアは減少傾向にあります。
 - ②「ヒノヒカリ」は、県外向けが70%を占めます。家庭用精米の割合は低く、主に業務用途で使用されています。食味の安定感等により一定の評価があります。
 - ③「おいでまい」は、60~70%が県内向けで、そのほとんどが家庭用精米としてスーパー、量販店等に並びます。香川県内の学校給食への使用も増えており、今後はより一層、県内外への需要の拡大が課題です。
 - ④「はえぬき」は、県内外へ販売していますが、主に業務用途として使用されています。
 - ⑤「オオセト」は、酒造用として県内酒造会社および兵庫県灘の酒造会社に販売しています。加工用米の需要は堅調であり、事前契約など安定取引が課題です。
- 今後は、需給見通し等の情勢をふまえ、産地自らが需要に応じた生産を進めることが必要になります。そのためには、品種ごとの販売動向も重要になってきますので、ＪＡとしてはできるだけ末端の実需者との結び付きを強化し、生産に繋げていきたいと考えています。

<参考>

香川県産米の流通状況 (数量は推計値含む)



普通期水稻「ヒノヒカリ」、「おいでまい」の今後の水管理

6月中下旬に田植えをした普通期水稻の「ヒノヒカリ」や「おいでまい」は、8月に入ると、幼穂形成を始めます。この時期は、収量、品質、食味が決まる大切な時期です。稲の生育に応じた水管理を行い、収量・品質・食味ともに最適な状態に育てましょう。

» 水管理の注意点

- ・ 中干し期間が長すぎたり、中干しの程度が強すぎると、収量低下や品質不良の原因になります。
- ・ 下記の水管理の目安を参考に、地域の栽培しおりに準じた水管理を心がけましょう。
- ・ 8月上旬には幼穂形成期（出穂前25日～15日、幼穂長0.1～1.5cm）となり、干ばつをうけると籾数が減少し減収します。
- ・ 中干し後は間断かん水で根の活力を保ち、穂ばらみ期から出穂開花期ごろまでは湛水します。
- ・ 乳熟期以降は間断かん水とし、できる限り収穫直前まで土壌中の水分を保ちます。



出穂直前には湛水しましょう。写真は水が不足。

» 水管理の目安

生育ステージ	水の必要度	水 管 理	要 点
幼穂形成期 ～穂ばらみ期	○	間断かん水	中干し終了後、最初はほ場の高い所がつかれる程度入水し、徐々に入水と落水を繰り返す。
出穂開花期	◎	湛 水	穂ばらみ期以降、穂揃いまで湛水する。
乳 熟 期	○	間断かん水	穂揃い後は、かん水と落水を繰り返す。
黄 熟 期	○	間断かん水 →落 水	間断かん水を継続し、収穫5～7日前に落水する。落水が早いと登熟不良の原因となるので、できるだけ遅い方がよい。落水後も土が白くなるほど乾きすぎた場合は走水を行う。
成 熟 期	×	落 水	機械収穫作業に支障がない程度の土壌水分とする。

水の必要度 ◎：最も必要 ○：ある程度必要 △：あまり必要がない ×：必要ない

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会指導部指導課
香川県農政水産部 農業生産流通課
香川県農業再生協議会ホームページ

T E L : 087-825-2503

T E L : 087-832-3418

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>